

千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度
対象事業審査要領

1 目的

千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度応募事業の審査に関する事項を次のとおり定める。

2 審査方法

- (1) 審査は、千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会（以下「審議会」という。）が、審査基準に基づき、提出書類とプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査する。
- (2) 評価項目ごとに選考委員会の委員（以下「委員」という。）が評価を行う。
- (3) 各委員の評価点の合計が一番多い事業から順に支援を決定し、予算上限に達し次第終了する。
- (4) 予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付額は予算残額を上限額とする。

3 審査基準

評価項目及び評価の着眼点は次のとおりとする。

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心 ・運営体制 ・スケジュール ・類似事業実績 ・地域の事業者の巻き込み 	30
2	継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費の拠出方法 ・開催日数・次年度の取組み 	15
3	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット・コンセプト ・プロモーション方法、内容 	10
4	企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性（千葉県ならではか） ・場や空間の魅力を活かしているか 	10
5	消費につながる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・消費につながる仕組み ・地域への波及効果 	10
6	魅力的な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・景観整備内容 ・公共性 	10
7	提案全体	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション対応など ・提案全般の魅力についての評価 	15
合計			100

4 審査方法

- (1) 委員は、第3項における審査基準に基づいて審査をし、主として評価の着眼点の内容について、評価項目毎に採点する。
- (2) 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。
参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定対象とする。
- (3) 合計点が同点となった場合は、以下の評価手順により選定する。
ア 「実現性」「継続性」の項目の合計点が高いこと。

- イ 委員の議決により、より多数の委員から選定されること。
- (4) 応募事業が次の事項に該当した場合は、失格とする。
- ア 「実現性」または「継続性」の項目において、全委員中少なくとも1人以上の委員における評価で4割以下の評価となった場合。
- イ 評価項目ごとの委員全員の合計点で、2割以下の評価項目が1項目以上あった場合。
- ウ その他、事業を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合。
- (5) 審査結果は、市ホームページで公表する。但し、支援を決定した事業のみを公表することとし、申込者には別途郵送により通知する。申込者本人が自らの審査内容について開示を希望する場合は、通知日より2週間以内に経済企画課へ来庁の上、その旨を申し出ることとし、その際は当該申込者が提出した事業計画における、各評価項目の合計点を開示する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、審議会が別に定める。

附則

この要領は令和元年5月15日から施行する。

千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度対象事業審査表

審査委員

提案者

評価項目	配点	評価	コメント
1 実現性	30		
(1) 安全・安心			
(2) 運営体制			
(3) スケジュール			
(4) 類似事業実績			
(5) 地域の事業者の巻き込み			
2 継続性	15		
(1) 運営費の拠出方法			
(2) 開催日数・次年度の取組み			
3 プロモーション	10		
(1) ターゲット・コンセプト			
(2) プロモーション方法、内容			
4 企画力	10		
(1) 地域性 (千葉県市ならではか)			
(2) 場や空間の魅力を活かしているか			
5 消費につながる仕組み	10		
(1) 消費につながる仕組み			
(2) 地域への波及効果			
6 魅力的な景観の形成	10		
(1) 景観整備内容			
(2) 公共性			
7 提案全体	15		
(1) プレゼンテーション対応など			
(2) 提案全般を通じての評価			
合計	100		